

パート社員がイキイキ働くと 企業が幸せになる

～最新の法改正を踏まえて「扶養制度」を理解しよう～

こんな悩みをお持ちの方、ぜひご参加ください。

- ✓ 旦那さんの扶養だけど、ホントに150万円まで働かせても大丈夫?
- ✓ パート社員でも、責任をもって働いてほしい
- ✓ 募集しても人が集まらない、パート社員をうまく活用したい

難易度
メーター



セミナーを受けるとこうなる!!

- ① 所得税の扶養の範囲、社会保険の扶養の範囲がわかる
- ② 責任をもって働き続けてもらうための処遇のコツがわかる
- ③ モチベーションをもって働いてもらえるようになる

パート社員を雇用していると『収入』『時間』等の制限があり、その解消のために勤務調整をしている企業も多いかと思えます。昨今、最低賃金の上昇、有給休暇付与の義務化、同一労働同一賃金等、更に頭を悩ます法改正も出てきています。

今回のセミナーでは、元パート社員の2人の講師が、人手不足の今だからこそ、パート社員を活躍させる3つの方法をわかりやすく解説します。扶養制度を理解し、社内に埋もれている人材を発掘して、企業の活性化につなげてみてはいかがでしょうか?



- ▶開催日時 2019年 **11月21日(木)** 13:30~16:00 (開場13:15)
- ▶開催場所 未来経営 3F会議室 (駐車場有り)
- ▶参加費 関与先様 **1,000円** 一般参加者 **3,000円**
- ▶定員 25名様まで
- ▶締切 **11月15日(金)**

※定員になり次第締め切りとさせていただきます。お早めにお申し込みください。

講師紹介



北村 恵美

- C-MAS介護経営アドバイザー
- 認定医療福祉接遇インストラクター



奥原 真紀子

- 社会保険労務士(特定 付記)
- 医療労務コンサルタント

参加のお申込は、今すぐファックス ➡ FAX. **0263-32-7684**



✓ 「扶養制度セミナー」に参加します。

ホームページからのお申し込みも可能です mirai-keiei.net

御社名	参加者名	参加人数	1名	2名	3名
ご住所 〒					
メールアドレス	電話番号	FAX			

※受付確認後、弊社より「セミナー参加証」をFAXにてお送りします。